

Straight away

IFRS bulletin from PwC

16 December 2013

IASBが年次改善プロジェクト(2010年-2012年サイクル)の最終基準を公表

何が問題となっているか？

国際会計基準審議会(IASB)は、年次改善プロジェクト(2010年-2012年サイクル)の最終基準を公表しました。この最終基準に含まれる修正は、7つの基準書に影響を与えます。

本修正は、以下で別段の記載があるものを除き、2014年7月1日以後開始する事業年度に適用されます。

以下は本修正の要約です。

IFRS第2号「株式に基づく報酬」

本修正では、「権利確定条件」の定義を明確にし、「業績条件」と「勤務条件」を別々に定義しています。

本修正は、付与日が2014年7月1日以後の株式に基づく報酬取引に適用されます。

IFRS第3号「企業結合」

IFRS第3号の修正により、金融商品の定義を満たす条件付対価を支払う義務は、IAS第32号「金融商品：表示」における定義に基づき、金融負債または資本として分類されることが明確化されました。

さらに、本基準は、資本に分類されていない条件付対価はすべて(金融資産および非金融資産のいずれも)、各報告日において公正価値で測定し、その公正価値の変動を純損益に認識することを明確化するよう修正されています。

なお、IFRS第9号、IAS第37号およびIAS第39号に対する結果的修正も行われています。

本修正は、取得日が2014年7月1日以後となる企業結合に適用されます。

IFRS第8号「事業セグメント」

IFRS第8号の修正により、事業セグメントを集約している場合に経営者が行った判断について、開示が要求されることとなります。この開示要求には、集約されているセグメントの記述、ならびに集約されたセグメントが同様の経済的特徴を共有していると判断した際に検討した経済的指標が含まれます。

さらに本基準の修正により、セグメント資産を報告している場合にセグメント資産と企業の資産との調整表が要求されます。

IFRS第13号「公正価値測定」

IFRS第13号の公表時に、結果的修正としてIFRS第9号B5.4.12項およびIAS第39号AG79項が削除されました。これにより、割引の影響に重要性がない場合であっても、企業は短期の債権債務を請求金額で測定できなくなったとの懸念が生じました。IASBは、IFRS第13号の「結論の根拠」を修正し、こうした場合に短期の債権債務を請求金額で測定できる取扱いを廃止する意図はなかった旨を明確にしました。



IAS第16号「有形固定資産」およびIAS第38号「無形資産」

IAS第16号とIAS第38号の修正により、企業が再評価モデルを適用した場合における減価償却累計額控除前の帳簿価額と減価償却累計額の処理方法が明確化されました。

資産の帳簿価額は、再評価額に修正再表示されます。

また、減価償却累計額控除前の帳簿価額と減価償却累計額は、以下のいずれかの方法で処理されることとなります。

- 減価償却累計額控除前の帳簿価額を、帳簿価額の再評価と整合的な方法で修正再表示し、減価償却累計額を、減価償却累計額控除前の帳簿価額と減損損失累計額控除後の帳簿価額との間の差額と等しくなるよう調整する。
- 減価償却累計額を、当該資産の減価償却累計額控除前の帳簿価額と相殺消去する。

IAS第24号「関連当事者についての開示」

IAS第24号は、報告企業または報告企業の親会社に対し経営幹部サービスを提供している企業（「経営管理企業」）を、関連当事者に含めるよう修正されています。

報告企業は、経営管理企業において当該経営管理企業の従業員または取締役を支払った報酬を開示することは要求されませんが、提供されたサービスについて経営管理企業が報告企業に対して請求した金額を開示することが要求されます。

影響を受ける企業は？

本修正は、すべての企業に影響を与えるものではありません。しかし影響を受ける場合には、その影響は大きい可能性があります。

何をすべきか？

本修正の全体を読んだ上で、貴社に与える影響を判断してください。